

メディケア・くれ 訪問リハビリテーション事業所 運営規定

第1条（事業の目的）

医療法人社団永楽会が開設する「メディケア・くれ 訪問リハビリテーション事業所」（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を務めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 メディケア・くれ 訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 広島県呉市中央2丁目6-20

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
医師（管理者）	医師	1名				
理学療法士等	作業療法士			1名		

医師は、定期的な診療のもと、リハビリテーションの目的や、そのリハビリテーションの留意事項などを含めた適切な指示を行う。

2 診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、サービスの目標、目標達成の具体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。

3 理学療法士等は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション、指導を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・木曜日

但し、国民の祝日、8月14日から8月16日まで、12月30日から1月3日までを除く
(2) 営業時間 13時から17時までとする

第6条 (指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション) の内容)

事業所で行う指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション) は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なりハビリテーションを提供する。理学療法士等は、訪問日、提供したりハビリテーション内容等を診療録に記載する。

第7条 (指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション) の利用料等)

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の金額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の金額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地区を超えて事業に要する交通費は、事業所の実施地域を越える地点から利用者の自宅までの交通費の実費を徴収する。ただし、自動車等を使用した場合は、実施地区を越えた地点から1キロ当たり50円を乗じる。

4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 利用者の都合で、利用当日サービスを中止される場合には利用者負担分のキャンセル料を申し受けるものとする。金額は法定代理受領金額と同額とする。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合はこれを除く。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は呉市内の区域とする。

第9条 (衛生管理等)

事業所は、理学療法士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

第10条（緊急時における対応方法）

事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに事業所の医師に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

第11条（苦情処理）

事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるとともに、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講ずるとともに利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

第12条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係行政機関、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

3 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとし、そのために損害賠償責任保険に加入する。

第13条（個人情報保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第14条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第17条（その他の運営についての重要事項）

事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

5 この規定に定める事項の外、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団永楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年12月1日から施行する。